

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	筑紫野市 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	筑紫野市では、子ども子育て支援法に基づき、保護者が働いていたり病気などの理由で、日中家庭において保育ができない場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりし、保育することを目的とし、適切な施設をあっせんし、措置を行います。【教育・保育給付認定】 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③私立保育所の徴収 ④認定こども園、公立保育所、地域型保育利用実績審査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い また、幼児教育・保育の無償化に伴い、国による認可の対象外となる施設を利用するお子さんの、施設等利用給付認定・利用費に係る支払情報の管理を行います。【施設等利用給付認定】 ⑦みなし認定を含む保育の必要性の審査・認定・認定通知書発行 ⑧施設等利用費の請求受付・支給管理・支払処理 ⑨施設等利用費の給付実績管理
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子ども子育て支援子ども情報ファイル (2)子ども子育て支援世帯情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表 132
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	筑紫野市こども部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 こども部 こども政策課 こども政策担当
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うシステムがインストールされているPCへのアクセスは、パスワード、生体認証等による厳格なアクセス権限下、適切な管理を行っている。アクセス権限は最小限とし、異動等によるアクセス可能な職員の名簿の都度更新も実施している。以上のことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	学校教育課長 森 敬	学校教育課長 横山 美津子	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	学校教育課長 横山 美津子	学校教育課長 柴田 昭雄	事後	
平成29年11月1日	I－1、③システムの名称	1. WEL＋子ども・子育て支援 2. MICJET番号連携サーバ	1. WEL＋子ども・子育て支援 2. MICJET番号連携サーバ	事後	
平成30年4月2日	評価実施機関における担当部署	筑紫野市教育委員会教育部学校教育課 学校教育課長 柴田 昭雄	削除	事前	
平成30年4月2日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	筑紫野市教育委員会 教育部 学校教育課 学校教育担当	削除	事前	
令和1年6月28日	様式2	平成26年4月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和1年6月28日	5-② 所属長	子育て支援課長 嘉村 千穂	子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	I－7 請求先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	I－8 連絡先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和2年3月19日	II－1 いつ時点での計数か	平成27年9月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和2年3月19日	II－2 いつ時点での計数か	平成27年9月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	5-① 部署	筑紫野市健康福祉部子育て支援課	筑紫野市健康福祉部保育児童課	事後	
令和3年4月1日	5-② 所属長	子育て支援課長	保育児童課長	事後	
令和3年4月1日	I－8 連絡先	子育て支援課 保育担当	保育児童課 保育児童担当	事後	
令和7年1月10日	I－1②事務の概要	筑紫野市では、子ども子育て支援法に基づき、保護者が働いていたり病気などの理由で、日中家庭において保育ができない場合に、保護者に代わって保育することを目的とし、適切な施設をあっせんし、措置を行います。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③私立保育所保育料の徴収 ④認定こども園、公立保育所、地域型保育利用実績審査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い また、保護者が幼稚園の利用を希望する場合は、教育標準時間認定（1号認定）を受けて幼稚園を利用することとなります。 ①利用者（保護者）が事業者に直接申込みを行います。 ②事業者から利用者へ入園の内定を通知します。 ③利用者が事業者を介し市町村へ認定申請を行います。 ④市町村が事業者を介し利用者へ認定証を交付します。 ⑤事業者と利用者が利用契約を締結します。	筑紫野市では、子ども子育て支援法に基づき、保護者が働いていたり病気などの理由で、日中家庭において保育ができない場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりし、保育することを目的とし、適切な施設をあっせんし、措置を行います。【教育・保育給付認定】 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③私立保育所の徴収 ④認定こども園、公立保育所、地域型保育利用実績審査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い また、幼児教育・保育の無償化に伴い、国による認可の対象外となる施設を利用するお子さんの、施設等利用給付認定・利用費に係る支払情報の管理を行います。【施設等利用給付認定】 ⑦みなし認定を含む保育の必要性の審査・認定・認定通知書発行 ⑧施設等利用費の請求受付・支給管理・支払処理 ⑨施設等利用費の給付実績管理	事後	
令和7年1月10日	I－1③システムの名称	1. WEL＋子ども・子育て支援 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能	1. 子ども・子育て支援システム	事後	
令和7年1月10日	I－2特定個人情報ファイル名	(1)子ども・子育て情報ファイル	(1)子ども子育て支援子ども情報ファイル (2)子ども子育て支援世帯情報ファイル	事後	
令和7年1月10日	II－1 いつ時点での計数か	令和2年2月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	II－2 いつ時点での計数か	令和2年2月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月15日	I－3	番号法第9条第1項 別表第1の8、94の項	番号法別表第一 94	事後	
令和7年1月15日	I－5①部署	筑紫野市健康福祉部保育児童課	筑紫野市こども部こども政策課	事後	
令和7年1月15日	I－5②所属長の役職名	保育児童課長	こども政策課長	事後	
令和7年1月15日	I－8 連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1	事後	
令和7年3月6日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8、94の項	番号法別表 132	事後	
令和7年3月6日	I－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の13、116の項	・番号法第19条第7号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17、155の項	事後	